

令和8年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予算議案)

- 議案1 令和8年度小樽市一般会計予算
- 議案2 令和8年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 令和8年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 令和8年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案5 令和8年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案6 令和8年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案7 令和8年度小樽市病院事業会計予算
- 議案8 令和8年度小樽市水道事業会計予算
- 議案9 令和8年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案10 令和8年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案11 令和8年度小樽市簡易水道事業会計予算
- 議案12 令和7年度小樽市一般会計補正予算
- 議案13 令和7年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案14 令和7年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案15 令和7年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案16 小樽市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

農業委員会委員の定数を削減するもの

《改正内容》

農業委員会委員の定数を14人から12人に変更する。

施行期日 令和8年7月28日

議案17 小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案

行政手続法の一部改正（令和5年6月16日公布、令和8年5月21日施行）に伴い、
聴聞等の通知に係る公示の方法を変更するもの

《改正内容》

不利益処分をしようとする場合の聴聞等の通知に係る名宛人の所在が不明の場合に、これまで、通知書類をいつでも交付する旨等を掲示場に一定期間掲示することにより名宛人に通知が到達したものとみなされていたところ、その公示の方法を、規則で定める方法（インターネット）により公表するとともに、掲示場への掲示又は事務所に設置したパソコンでの表示を行うことに変更する。

施行期日 令和8年5月21日

議案18 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定に準じ、地域手当の支給割合を引き上げるとともに、自動車等の使用者に対する通勤手当の見直し並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の均等化を行うほか、扶養手当の経過措置を見直すもの

《改正内容》

① 小樽市職員給与条例の一部改正（正規職員関係(1)）

ア 地域手当の引上げ

令和7年度から段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合が設定されたため、札幌市内を3%から4%へ引き上げる。

イ 自動車等の使用者に対する通勤手当の見直し

- ・ これまで「60km以上」が上限であった距離区分について、上限を「100km以上」まで引き上げ、新たな距離区分（5km刻み）を新設する（規則で定めることとする。）。
- ・ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

ウ 期末手当・勤勉手当の支給割合の均等化

令和8年度から両手当の支給割合を、次のとおり均等化する。

《令和7年人事院勧告による期末手当・勤勉手当の均等化》

(単位：月分)

令和7年度 (現行)	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.25	1.05	2.30	1.275	1.075	2.35	4.65
暫定再任用	0.70	0.50	1.20	0.725	0.525	1.25	2.45
令和8年度 以降	6月			12月			合計
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	
正規職員	1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	4.65
暫定再任用	0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	2.45

- ② 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正（暫定再任用職員関係）
令和8年度から期末手当・勤勉手当の支給割合を、①ウの表のとおり均等化する。
- ③ 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正（正規職員関係(2)）
行政職給料表7級以下の職員について、配偶者に係る扶養手当を以下のとおり段階的に廃止する。

《各年度の扶養手当の支給額》

(単位：円)

		扶養親族	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小樽市	配偶者	行政職給料表7級以下	6,500	3,000	1,500	-
		行政職給料表8級	3,500	-	-	-
	子		10,000	11,500	13,000	13,000
国家 公務員	配偶者	行政職給料表7級以下	6,500	3,000	-	-
		行政職給料表8級	3,500	-	-	-
	子		10,000	11,500	13,000	13,000

- ④ 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正（病院局職員関係）
配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止する（金額は、病院局規程で定めている。）
施行期日 令和8年4月1日

議案19 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

宿泊税を適正に管理し、持続可能な観光振興の資金とする目的で、新たに宿泊税資金基金を設置するとともに、既存の特定目的基金の整理を行うもの

《改正内容》

- ① 小樽市宿泊税資金基金の設置
- ② 基金の廃止
 - ・小樽市文化芸術振興基金（小樽市社会教育振興資金基金に残高を積立て）
 - ・小樽市青少年科学技術賞資金基金（小樽市社会教育振興資金基金に残高を積立て）
 - ・小樽市ボランティア活動資金基金（小樽市社会福祉事業資金基金に残高を積立て）
 - ・小樽市緑化事業資金基金（小樽市まちづくり事業資金基金に残高を積立て）
 - ・天狗山観光施設整備資金基金（小樽市観光振興資金基金に残高を積立て）
 - ・小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金（廃止）

施行期日 令和8年3月27日（①については、同年4月1日）

議案20 小樽市営住宅整備基金条例を廃止する条例案

既存の特定目的基金の整理の一環として、活用が見込まれない市営住宅整備基金を廃止するもの

施行期日 令和8年3月27日

議案21 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（令和7年5月21日公布、令和8年5月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

引用条項の変更

施行期日 令和8年5月1日

議案22 小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）の一部改正（令和7年1月14日公布、令和8年4月1日施行）に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するもの

《基準府令の改正内容》

- | |
|--|
| <p>① 特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合における設備及び職員の基準の適用除外</p> <p>特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所に係る設備及び職員の基準を適用しないこととする。</p> <p>※ 特例保育 保育所等の確保が著しく困難な離島その他の地域（へき地）における設備や職員の基準を適用しない保育</p> <p>② 所要の改正</p> <p>文言整理</p> |
|--|

施行期日 令和8年4月1日

議案23 小樽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年6月12日公布、令和8年4月1日施行）に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの

《制定内容》

内閣府令で定める基準を適用する、リンク方式を採用する。

① 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）に定めるところによることを規定

② 暴力団の排除

基準府令に規定がない市独自の規定として、特定乳児等通園支援事業者が、暴力団員又は暴力団関係事業者であってはならないことを規定

施行期日 令和8年4月1日

議案24 小樽市医療法施行条例の一部を改正する条例案

医療法等の一部改正（令和7年12月12日公布等、令和8年4月1日施行等）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 医療法の一部改正に伴う引用条項の変更
- ② 医療法施行規則の一部改正に伴う引用条項の追加
設置について届出が必要な医療機器に診療用放射性同位元素使用器具が追加されたことに伴い、届出に規則で定める書類の添付を義務付ける規定において、引用条項を追加する。

施行期日 令和8年4月1日

議案25 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法施行令の一部改正（令和8年1月15日公布、同年4月1日施行）に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額等について定めるとともに、保険料の賦課限度額及び保険料軽減の対象となる所得の基準額を改定し、及び保険料の賦課割合を変更するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 子ども・子育て支援納付金賦課額等の新設
保険料の総額に子ども・子育て支援納付金の新設されたことに伴い、保険料率や賦課限度額など保険料算定に必要な諸規定を設ける。
ア 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、北海道が算定する市町村標準保険料率とする。
イ 子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額
子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額は、3万円とする。
- ② 保険料の基礎分の賦課限度額の改正
法定限度額に合わせるため、基礎分の賦課限度額を引き上げる。

	改正前	改正後	8年度法定額
基礎分	66万円	<u>67万円</u>	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円	3万円

- ③ 保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し
保険料の応益分（均等割・平等割）について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる（被保険者等の数に乗ずる額を、5割軽減：30万5,000円→31万円、2割軽減：56万円→57万円）。

④ 保険料賦課割合の変更

北海道から示されている標準保険料率に近づけるため、被保険者に係る基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する保険料賦課割合を改定する。

	現行	改正後	標準保険料率賦課割合 (※目標値)
応能割(所得割)	41	40	39
応益割 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">均等割</div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">平等割</div> </div>	59 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">34</div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">25</div> </div>	60 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">35</div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">25</div> </div>	61 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">36</div> <div style="margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">25</div> </div>

⑤ 所要の改正

文言整理及び引用条項の変更

施行期日 令和8年4月1日

議案26 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案

国の登録有形文化財を市の登録歴史的建造物として登録できるようにするとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 国の登録有形文化財を市の登録歴史的建造物として登録できるようにする。
- ② 文言整理

施行期日 令和8年4月1日

議案27 小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案

駐車場法施行令の一部改正（令和7年3月7日公布、令和8年4月1日施行）に伴い、共同住宅の駐車施設附置義務について現行制度を維持するとともに、駐車区画の幅員の基準を見直し、及び敷地外への駐車施設の附置を認める基準を緩和するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 共同住宅の駐車施設附置義務について現行制度を維持
 法令の特定用途（駐車需要を生じさせる程度の大きい用途）に共同住宅が追加されるが、小樽市は、現行の駐車施設附置義務の内容を維持するため、共同住宅を条例上の特定用途から除外する。
- ② 駐車区画の幅員の基準の見直し
 駐車区画の幅員について、現行の「2.25m以上」から「2.3m以上」に拡大し、道路構造令の運用と整合させる。
- ③ 敷地外への駐車施設の附置を認める基準の緩和
 現行制度では、建築物の構造又は敷地の状態によりやむを得ないと認められる場合に限り、敷地外への駐車施設の附置を認めているが、新たに、交通の安全及び円滑化、良好な景観の形成又は土地の有効な利用に資すると認められる場合についても、敷地外への駐車施設の附置を認めることとする。

④ 所要の改正

実運用に合わせた表記の修正その他の文言整理

施行期日 令和8年4月1日(②については、同年10月1日)

議案28 小樽市消防団条例の一部を改正する条例案

消防団員の定員について、基本団員を減らし、機能別団員を増やすもの

《改正内容》

団員の区分ごとの定員及び表記の変更

基本団員 464名→414人(50人減)

機能別団員 50名→100人(50人増)

施行期日 令和8年4月1日

議案29 小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正(令和8年2月6日公布、同年4月1日施行)に伴い、補償基礎額及びその扶養に係る加算額を改定するもの

《改正内容》

① 補償基礎額の改定

ア 消防作業従事者等の補償基礎額の改定

最低額： 9,700円→10,000円

最高額：14,500円→15,000円

イ 非常勤消防団員の補償基礎額の改定

(例)勤務年数が10年未満の団長及び副団長：12,900円→13,340円

② 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定

配偶者：廃止

子：383円→433円

施行期日 令和8年4月1日

議案30 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正(令和7年11月12日公布、令和8年3月31日施行)等に伴い、簡易サウナ設備についての基準等を定めるとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 簡易サウナ設備についての基準の新設

簡易サウナ設備(直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室(円筒形で木製のもの)に設ける定格出力6キロワット以下の放熱設備で、薪又は電気を熱源とするもの)の位置、構造及び管理の基準を次のように定める。

ア 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととする。

イ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとする。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

ウ その他の基準については、炉及びストーブの基準の一部を準用する。

- ② 火を使用する設備等の設置の届出対象に簡易サウナ設備を追加
簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとする。
- ③ 住宅への普及を促進する物品に感震ブレーカー等を明記
住宅における火災予防の推進に資するために普及を促進する物品の例示として、感震ブレーカー等を明記する。

施行期日 令和8年3月31日

議案31 工事請負契約について

工事名称 旧保健所・旧総合福祉センター解体工事
契約金額 2億6,510万円
契約の相手方 小樽市緑1丁目5番1号
阿部・西條・小杉共同企業体

議案32 工事請負変更契約について

第3号ふ頭基部緑地整備その2工事の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額
変更前 2億6,125万円
変更後 2億5,742万2,000円
- ② 契約の相手方
小樽市長橋4丁目10番2号
久保・和田建・水谷内共同企業体

議案33 小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について

【資料】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を定めるもの

報告1 専決処分報告

令和7年度小樽市一般会計補正予算において、除排雪関係経費に係る予算を措置するため、令和8年2月13日に専決処分したもの

(報 告)

- ・ 専決処分報告

令和7年8月10日に発生した市営祝津住宅8号棟内における汚水管のさび詰まりによる物品の損傷事故に係る損害賠償について、令和8年1月30日に専決処分したものの
賠償額 1万8,900円(物品弁償費)
発生場所 小樽市祝津1丁目2番 市営祝津住宅8号棟内

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画について

1 過疎計画の経過と次期計画について

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が施行され、本市が改めて過疎地域として指定されたことに伴い、令和3年に小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」。計画期間は令和7年度まで。）を策定しており、過疎計画の策定は、過疎対策事業債の活用、国庫補助金の補助率かさ上げなどの要件となっているため、令和7年度中に次期計画を策定する。

令和7年3月に総務省から通知された過疎計画の作成例は、これまでと特段の変更点がないこと、また、引き続き第7次小樽市総合計画がベースとなることから、時点修正を中心とした最小限の変更を行うこととし、これまで策定作業及び北海道との協議を進め、令和8年第1回定例会に議案を提出するもの。

なお、過疎法は令和13年3月31日までの期限とされていることから、次期計画の期間は令和8年度から令和12年度とする。

※過疎計画……都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議した上で、市町村議会の議決を経て定める、過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標とそのため基本的な施策を示した計画。

2 策定の経過について

令和7年6月（2定）	総務常任委員会報告（次期計画の策定について）
8月	策定会議で原案決定
9月（3定）	総務常任委員会報告（原案について）
10月	パブリックコメント実施
11月	北海道協議案の決定（北海道との協議開始）
（4定）	総務常任委員会報告（経過について）
令和8年2月	北海道から正式協議回答
（1定）	議案提出
3月中旬	議案議決、次期計画策定（予定）

<過疎計画の概要>

- 1 基本的な事項（本市の概況、人口及び産業の推移と動向 ほか）
 - 2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成
 - 3 産業の振興
 - 4 地域における情報化
 - 5 交通施設の整備、交通手段の確保
 - 6 生活環境の整備
 - 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - 8 医療の確保
 - 9 教育の振興
 - 10 集落の整備
 - 11 地域文化の振興等
 - 12 再生可能エネルギーの利用の推進
 - 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- 過疎地域持続的発展特別事業分（上記各項目掲載事業のうち再掲分）